令和７年９月定例会

（２０２５年）

市議会議案参考資料

（追 加 議 案）

報告第２８号　令和６年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告について

吹　田　市

議事番号	事　　件　　名	議案書ページ	参考資料ページ
報告第　２８　号	令和６年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告について	５	５
議案第　８６　号	令和６年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について	１１	－
議案第　８７　号	令和６年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について	１３	－

報告第２８号参考資料
行政経営部企画財政室

令和６年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告について

１　趣旨

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第３条第１項及び第22条第１項に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び地方公営企業の資金不足比率を算定し、監査委員の審査及び意見を受けましたので、その意見を付けて議会に報告するものです。

２　制度の概要

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」、「早期健全化段階」、「財政再生段階」に区分されます。段階に応じて、それぞれ財政健全化計画や財政再生計画の策定、又は外部監査の実施等が義務付けられ、財政の健全化を図ることとなります。

また、地方公営企業は、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

健全段階	早期健全化段階	財政再生段階
・指標の公表	・指標の公表 ・財政健全化計画の策定 ・実施状況を議会に報告 ・外部監査の実施	・指標の公表 ・財政再生計画の策定 ・実施状況を議会に報告 ・外部監査の実施 ・地方債の発行制限

３　健全化判断比率の算定

⑴　実質赤字比率

一般会計等（※１）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示しています。一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを表すものです。

令和６年度決算においては、一般会計等の実質収支が黒字であり、分子となる実質赤字額が負の数となることから比率は算定されません。

実質赤字比率の算定方法及び算定に用いた値は、以下のとおりです。

実質赤字比率 ［ － ］ （計算結果は▲0.22%となりますが、比率としては算定されません。）	＝	一般会計等の実質赤字額 ［▲188,452千円］ ――――――――― 標準財政規模 ［83,824,632千円］

※１　一般会計等

一般会計、部落有財産特別会計、勤労者福祉共済特別会計、公共用地先行取得特別会計、病院事業債管理特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計

（参考）直近５か年の推移

令和２年度 （2020年度）	令和３年度 （2021年度）	令和４年度 （2022年度）	令和５年度 （2023年度）	令和６年度 （2024年度）
－ （▲ 0.57%）	－ （▲ 3.29%）	－ （▲ 1.75%）	－ （▲ 0.72%）	－ （▲ 0.22%）

⑵　連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計（※２）を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率を示しています。全会計の赤字や黒字を合算して地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを表すものです。

令和６年度決算においては、全会計を合算した実質収支が黒字であり、分子となる実質赤字額が負の数となることから比率は算定されません。

連結実質赤字比率の算定方法及び算定に用いた値は、以下のとおりです。

連結実質赤字比率 [－] （計算結果は▲13.37%となりますが、比率としては算定されません。）	＝	連結実質赤字額 [▲11,210,702千円] ――――――――― 標準財政規模 [83,824,632千円]

※２　公営企業会計を含む全会計
一般会計等、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計

（参考）直近５か年の推移

令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
－ (▲ 13.63%)	－ (▲ 17.51%)	－ (▲ 16.92%)	－ (▲ 14.87%)	－ (▲ 13.37%)

⑶　実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（※３）の標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去３か年平均を示しています。地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表すものです。

実質公債費比率の算定方法及び算定に用いた値は、以下のとおりです。

$$\text{実質公債費比率（３か年平均）}\ [\ 0.5\%\ ] = \frac{\text{令和４年度}\ [0.13812\%] + \text{令和５年度}\ [0.77655\%] + \text{令和６年度}\ [0.65040\%]}{3}$$

単年度の実質公債費比率の算定式（令和６年度）

$$\frac{\left(\text{元利償還金}\ [7,513,251\text{千円}] + \text{準元利償還金}\ [1,882,922\text{千円}]\right) - \left(\text{特定財源}\ [3,352,670\text{千円}] + \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額}\ [5,534,306\text{千円}]\right)}{\text{標準財政規模}\ [83,824,632\text{千円}] - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額}\ [5,534,306\text{千円}]} = 0.65040\%$$

※３　準元利償還金

一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど

（参考）直近５か年の推移

令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）
▲ 2.1%	▲ 1.2%	▲ 0.3%	0.2%	0.5%

⑷　将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率を示しています。一部事務組合や広域連合等に係るものも含め、一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表すものです。

令和６年度決算においては、充当可能財源等が将来負担額を超過し、分子が負の数となることから比率は算定されません。

将来負担比率の算定方法及び算定に用いた値は、以下のとおりです。

将来負担比率
［ － ］
（計算結果は▲17.6%となりますが、比率としては算定されません。）

$$= \frac{\text{将来負担額（※４）}\ [120{,}002{,}682\text{千円}] - \left(\text{充当可能基金額}\ [41{,}944{,}358\text{千円}] + \text{特定財源見込額}\ [30{,}562{,}215\text{千円}] + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額}\ [61{,}306{,}076\text{千円}]\right)}{\text{標準財政規模}\ [83{,}824{,}632\text{千円}] - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額}\ [5{,}534{,}306\text{千円}]}$$

※４　将来負担額

一般会計等の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額など

（参考）直近５か年の推移

令和２年度 （2020年度）	令和３年度 （2021年度）	令和４年度 （2022年度）	令和５年度 （2023年度）	令和６年度 （2024年度）
－ （▲ 40.0%）	－ （▲ 42.4%）	－ （▲ 38.8%）	－ （▲ 25.8%）	－ （▲ 17.6%）

４　資金不足比率の算定

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率を示しています。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表すものです。

令和６年度決算においては、水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足が生じておらず、分子が負の数となることから、比率は算定されません。

資金不足比率の算定方法及び算定に用いた値は、以下のとおりです。

⑴　水道事業会計

資金不足比率 ［ － ］ （計算結果は▲69.3%となりますが、比率としては算定されません。） ＝ 資金の不足額（※５）［▲4,914,607千円］ ／ 事業の規模（※６）［7,087,158千円］

⑵　下水道事業会計

資金不足比率 ［ － ］ （計算結果は▲63.1%となりますが、比率としては算定されません。） ＝ 資金の不足額（※５）［▲4,639,831千円］ ／ 事業の規模（※６）［7,346,210千円］

※５　資金の不足額
（流動負債－控除財源等）－（流動資産－控除財源等）

※６　事業の規模
営業収益－受託工事収益

（参考）直近５か年の推移

会計区分	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）
水道事業会計	－ （▲ 66.6%）	－ （▲ 73.9%）	－ （▲ 78.6%）	－ （▲ 74.5%）	－ （▲ 69.3%）
下水道事業会計	－ （▲ 48.4%）	－ （▲ 50.0%）	－ （▲ 54.5%）	－ （▲ 59.6%）	－ （▲ 63.1%）